

● 被扶養者の要件チェックリスト

(2025/11作成)

認定中の被扶養者が要件を満たしているかを確認いただくため、こちらの
チェックリストを活用ください。チェックリストの提出は不要です。

以下の項目は参考ですので、状況により他にも確認が必要な場合があります。

組合員様ご自身で、要件を満たしていることを確認できた場合は、確認書類を
9月の被扶養者要件確認時又は認定取消時に提出いただきます。（在学証明書、
年金の振込通知書・額改定通知書の写し、確定申告書の写しの提出は各〆切日）

チェックが入らない項目がある場合は、被扶養者が要件を満たしていません。

以下のホームページの要領により、認定取消の手続きをしてください。

被扶養者（扶養親族）の手続きについて

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/jinji/kyosai/oshirase30.htm#認定取消>

ご不明点等の問い合わせや書類の提出は、各部局等共済事務担当者へお願いします。

配偶者

(1) 年額130万円未満

被扶養者として認定後、収入事由が発生した日から12ヶ月間における
収入額であり、どの月を基準にしても年額130万円未満でなければ
被扶養者として認められません。

手当を含む総収入で確認すること。

チェック欄

(2) 公的年金収入がある場合は、すべての恒常的収入と合計して、 年額180万円未満

年金は、振込通知書や額改定通知書から見込まれる年額にも
注意すること。

最新の振込通知書を6月末までに提出

(3) 事業収入や不動産収入がある場合、共済組合で認められる

必要経費を控除後、年額130万円未満

となっている。（公的年金を含む場合は、年額180万円未満）

確定申告後速やかに、確定申告書一式の写しを提出

(4) 社保未加入

(5) 日本国内に居住している

海外に居住している場合は部局の共済事務担当者へご相談ください。

子

(1) 年額130万円未満

被扶養者として認定後、収入事由が発生した日から12ヶ月間における
収入額であり、どの月を基準にしても年額130万円未満でなければ
被扶養者として認められません。

手当を含む総収入で確認すること。

(2) 年額150万円未満

19歳以上22歳以下（民法上の12月31日現在年齢）

12月31日現在の年齢の暦年（1月～12月）の収入額が、

年額150万円未満でなければ、被扶養者として認められません。

手当を含む総収入で確認すること。

(3) 公的年金収入がある場合は、すべての恒常的収入と合計して、

年額180万円未満

年金は、振込通知書や額改定通知書から見込まれる年額にも
注意すること。

最新の振込通知書を6月末までに提出

- (4) 事業収入や不動産収入がある場合、共済組合で認められる
必要経費を控除後、年額130万円未満
となっている。（公的年金を含む場合は、年額180万円未満）
確定申告後速やかに、確定申告書一式の写しを提出
- (5) 社保未加入
- (6) 共同扶養者（扶養していない配偶者等）が勤務先から扶養手当を受給していない。
- (7) 共同扶養者（扶養していない配偶者等）の被扶養者となっていない。
- (8) 共同扶養者（扶養していない配偶者等）の収入より組合員自身の収入の方が多い。
- (9) 18歳以上の場合は、就労できない事情がある。
学生は、新年度の在学証明書を4月末までに提出
- (10) 別居の場合は、送金している。
- (11) 日本国内に居住している
海外に居住している場合は部局の共済事務担当者へご相談ください。

父母等

- (1) 年額130万円未満
被扶養者として認定後、収入事由が発生した日から12ヶ月間における収入額であり、どの月を基準にしても年額130万円未満でなければ被扶養者として認められません。
手当を含む総収入で確認すること。
- (2) 公的年金収入がある場合は、すべての恒常的収入と合計して、年額180万円未満
年金は、振込通知書や額改定通知書から見込まれる年額にも注意すること。
最新の振込通知書を6月末までに提出
- (3) 事業収入や不動産収入がある場合、共済組合で認められる
必要経費を控除後、年額130万円未満
となっている。（公的年金を含む場合は、年額180万円未満）
確定申告後速やかに、確定申告書一式の写しを提出
- (4) 組合員以外の扶養義務者（組合員の兄弟姉妹や、扶養していないもう一方の父母）が、勤務先から扶養手当を受給していない。
- (5) 組合員以外の扶養義務者（組合員の兄弟姉妹や、扶養していないもう一方の父母）の健康保険の被扶養者となっていない。
- (6) 組合員と被扶養者である父母等が別居の場合、組合員の送金額が、被扶養者の世帯収入の3分の1以上である。
世帯収入には、被扶養者以外の同居している者の収入も含めること。
- (7) 75歳未満
- (8) 社保未加入
- (9) 日本国内に居住している
海外に居住している場合は部局の共済事務担当者へご相談ください。